

# ポケット六法 令和六年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和五年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和七年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和五年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和六・六・一五までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和五年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡例

（内容現在）令和五年一〇月一日  
〔掲載内容〕ポケット六法令和六年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。  
〔施行期日の範囲〕令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで（令和七年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）  
〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕ポケット六法基準日（令和五年八月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法六九） 附則第一条第九号	令和六・四・一	令和五・九・二政三七九
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五法一四） 附則第一条	令和五・九・一	令和五・八・二四政六〇
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五法五五） 附則第一条第二号	令和五・二・一	令和五・九・二九政二九六
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法五八） 附則第一条第三号	令和六・四・一	令和五・九・二九政九二
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五法六三） 附則第一条本文	令和六・四・一	令和五・九・二三政二八四

## 目次

## 公 法

- 道路交通法(昭和三五法一〇五)……………三
- 土地取用法(昭和二六法一九)……………三

## 民 事 法

- 消費者契約法(平成二二法六一)……………四
- 戸籍法(昭和二三法三四)……………四
- 民事訴訟規則(平成八最高裁規五)……………四
- 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四六法四〇)……………五
- 仲裁法(平成一五法三八)……………五
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成一六法二五)……………六
- 民事執行法(昭和五四法四)……………六
- 民事執行規則(昭和五四最高裁規五)……………六
- 民事保全法(平成一九法九)……………六
- 破産法(平成一六法七五)……………七
- 民事再生法(平成二二法二五)……………七
- 民事再生規則(平成二二最高裁規三)……………七

## 刑 事 法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二一法一三六)……………八
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二五法八

- 六)……………八
- 臓器の移植に関する法律(平成九法一〇四)……………八
- 刑事訴訟法(昭和二三法一二一)……………九
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成二二法七五)……………九

## 社 会 法

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四一法一三二)……………一〇
- 生活保護法(昭和二五法一四四)……………一〇

## 産 業 法

- 不当品類及び不当表示防止法(昭和三七法一三四)……………一一
- 商標法(昭和三四法一二七)……………一三
- 不正競争防止法(平成五法四七)……………一三

## ○道路交通法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する法律（令和五・六・二六法五〇） 附則二四（令和六・六・一五までに施行）

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転）

### 第七條の二 道路交通に関する条約（以下「条約」という。）

第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で条約附属書九若しくは条約附属書十定める様式に合致したものの（以下「の条」という。）において、国際運転免許証という。又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下「の条」という。）を所持する者（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸し住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に登録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二百六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二百六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受け、たものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百十七條の二の二第二項第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができるとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車等を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車

を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

## ○土地収用法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五・五・二六法三四） 附則五条三号（令和六・五・二五までに施行）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

### 第三條（存言略）

一九の二（略）  
十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設  
又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百十七号）による漁港施設  
十の二（略）（略）

### ○消費者契約法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・不当景況及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五・五・一七法）九 附則六条（令和六・一・一六までに施行）

#### （差止請求の制限）

第二二条（一）前条、不当景況類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十条第一項、特定商取引に関する法律（昭和五十七年法律第十七号）第五十八條の十八から第五十九条、第二十四まで又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二十一条の規定による請求（以下、差止請求という）は、次に掲げる場合には、するべきでない。

②（略）

#### （管轄）

#### 第四三条（一）略

#### ②（管轄略）

#### 一 略

#### 二 不当景況類及び不当表示防止法第三十条第一項 同項に規定する事業者の行為

#### 三・四（略）

### ○戸籍法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・戸籍法の一部を改正する法律（令和一・五・三法）七 本則（令和六・五・三までに施行）

#### 第二二条（審査請求）

第二二条（一）第十條第一項又は第十條の二第一項から第五項までの請求（これらの規定を第十條の二において準用する場合を含む）、第四十八條第一項の規定による請求（以下、第二項の請求）について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

#### 第二二八条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第二二八条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）戸籍及び除かれた戸籍の両本並びに第四十八條第二項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

#### 第二二九条（個人情報保護に関する法律の適用除外）

第二二九条（個人情報保護に関する法律の適用除外）戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本並びに第四十八條第二項に規定する書類に記載されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十條第一項に規定する保有個人情報という）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

#### 第二三〇条（電子情報処理組織による届出等の特例）

第二三〇条（電子情報処理組織による届出等の特例）① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

#### ②（略）

#### 第二三五条（不正手段による戸籍謄本等の交付に対する罰金）

第二三五条（不正手段による戸籍謄本等の交付に対する罰金）偽りその他不正の手段により、第十條若しくは第十條の二に規定する戸籍謄本等、第十二條の二に規定する除籍謄本等又は第百二十條第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 第二三六条（不正手段による届書等の閲覧等に対する過料）

第二三六条（不正手段による届書等の閲覧等に対する過料）偽りその他不正の手段により、第四十八條第二項（第百十七條にお

いて準用する場合を含む）の規定による閲覧をし、又は同項の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

#### 第二三九条（市町村長に対する過料）

第二三九条（市町村長に対する過料）（柱身略）  
正当な理由がなく、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、

四 正当な理由がなく、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八條第一項若しくは第二項（これらの規定を第百十七條において準用する場合を含む）の証明書又は第百二十條第一項の書面を交付しないとき、

五（略）

### ○民事訴訟規則

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和四・一・一七最高裁規）七 本則 条（令和六・五・四までに施行）

#### 第二〇条の二、第二〇条の三

（改正により追加）



# ○裁判外紛争解決手続の利用の促進 に関する法律

有効な改正前規定（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

民事執行法 民事執行規則 民事保全法）

## ○民事執行法

## ○民事保全法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五・四・一八法二七）本則（令和六・四・二七までに施行）

（定義）

第二条（住書略）

一四（略）

五（改正により追加）

（説明義務）

第四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提供し、説明をしなければならない。一四（略）

第二十七条の二（改正により追加）

第三条（一）偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（三）略

別表（改正により追加）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 第一

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則八条（令和・五・二四までに施行）

仲裁法の一部を改正する法律（令和四・四・二八法）五附則一条（令和四・四・二七までに施行）

調停による国際的な相解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五・四・二八法一六）附則五条（調停による国際的な相解合意に関する国際連合条約発効日施行）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五・四・二八法一七）附則五条（令和六・四・二七までに施行）

（民事訴訟法の準用）

第十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

（債務名義）

第二条（住書略）

一六の二（略）

六の二六の五（改正により追加）

（執行文付号の訴え）

（三）略

第三十二条（一）略

（二）住書略

（三）住書略

（四）住書略

（五）住書略

（六）住書略

（七）住書略

（八）住書略

（九）住書略

（一〇）住書略

（一一）住書略

（一二）住書略

（一三）住書略

（一四）住書略

（一五）住書略

（一六）住書略

（一七）住書略

（一八）住書略

（一九）住書略

（二〇）住書略

（二一）住書略

（二二）住書略

（二三）住書略

（二四）住書略

（二五）住書略

（二六）住書略

（二七）住書略

（二八）住書略

（二九）住書略

（三〇）住書略

（三一）住書略

（三二）住書略

（三三）住書略

（三四）住書略

（三五）住書略

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和四・一・一七最高裁規一七）本則七条（令和六・五・二四までに施行）

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の二 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、民事訴訟規則の規定を準用する。

（民事訴訟法の準用）

第七條 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

（民事訴訟法の準用）

第七條 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

（民事訴訟法の準用）

### ○破産法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則一〇三条（令和六・五・四までに施行）
- ・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五・五・二六法三四）附則八条（令和六・五・二五までに施行）

#### 民事訴訟法の準用

第三条 破産手続等に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

#### （破産管財人の権限）

#### 第七八条①（略）

- ①（略）
- 一 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却
- 三十五（略）
- ③⑥（略）

### ○民事再生法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則八三條（令和六・五・四までに施行）

#### 民事訴訟法の準用

第八条 再生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

### ○民事再生規則

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和四・一・七最高裁規一七）本則一〇条（令和六・五・四までに施行）

#### 民事訴訟規則の準用・法第十八条

第一条 再生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

有効な改正前規定（破産法

民事再生法

民事再生規則）

### ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和五・六・一四  
法五) 附則九条(令和六・六・三までに施行)

#### (定義)

第(一)条(略)

②(正書略)

三(柱書略)

イ(略)

ロ(略)

一(略) 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十八条第  
一項の違反行為に係る同法第二十条第二項第七号(外国  
公務員等)に対する不正の利益の供与等の罪

四(略)

③(略)

### ○自動車犯罪処罰法 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき  
日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一  
部を改正する法律(令和五・六・一六法五) 附則三二条  
(令和六・六・一五までに施行)

#### (定義)

第(一)条(略)

②この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運  
転の免許を受けている者が道路交通法第七十二条の規定によ  
り国際運転免許証若しくは外国運転免許証を運転することが  
できるとされている者でなければ運転することができないこと  
とされている自動車を当該免許を受けないで(法令の規定によ  
り当該免許の効力が停止されている場合を含む)又は当該国際  
運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで(同法第八  
十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合  
又は本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一  
号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及  
び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一  
項の規定による出国の確認(同法第二十六条第一項の規定によ  
る再入国の許可(同法第一六条第二項(日本国との平和  
条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する  
特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において  
準用する場合を含む))の規定により出入国管理及び難民認定法  
第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみ  
なされる場合を含む)又は出入国管理及び難民認定法第六十一  
条の二の十二第二項の規定による難民旅行証明書の交付を受け  
て出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦  
に上陸した場合における当該上陸を満了)をした日から起算し  
て滞在期間が一年を超えている場合を含む)道路(道路交通  
法第一条第一項第一号に規定する道路をいう)において運転  
することをいう。

### ○臓器の移植に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律等の一部を改正する法律(令和五・六・九法四  
) 附則二四条(令和六・二・一八までに施行)

#### (移植医療に関する啓発等)

第一七条の二(国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通  
じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術  
に使用されるための臓器を死した後に提供する意思の有無を  
運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができ  
ることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要  
な施策を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律

## ○刑事訴訟法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・七法二）  
（八）本則一条（令和六・五・一六までに施行）

第九八条の四、第九八条の一（改正により追加）

## ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）  
（八）附則八七条（令和六・五・二四までに施行）

### （民事訴訟法の準用）

第四一乗 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二一条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十七條から第五十一條までを除く）、第四章、第五章（第八十七條、第九十一條、第六章から第八章まで、第二編第一章（第二百二十四條、第二百三十四條の二、第二百三十七條第二項及び第三項、第二百三十八條第一項、第二百三十九條、第四十條、第四十五條並びに第四十六條を除く）、第三章（第五十六條の二、第五十七條の二、第五十八條、第五十九條第三項、第六十一條第三項及び第三節を除く）、第四章（第二百十五條第一項ただし書及び第二百二十六條を除く）、第五章（第二百四十九條から第二百五十五條まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く）及び第六章（第二百六十條第二項、第二百六十三條及び第二百六十六條第二項を除く）、第三編第二章、第四編並びに第八編（第四百三條第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（省略）

## ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・一六法五八） 附則二五条（令和六・六・一五までに施行）

### （外国人雇用状況の届出等）

第二八条① 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

②①④（略）

## ○生活保護法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・ 全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法六六）本則八条（令和六・六・一〇までに施行）

第八〇条の二 第八〇条の五（改正により追加）

第八五条の三（改正により追加）

第八七条（改正により追加）



有効な改正前規定（不当景品類及び不当表示防止法）

関して報告させ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者その他の事業に關して関係のある事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

第三五條 略 改正後の第四〇条  
第三六条 略 改正により追加  
第三六条① 第七条第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

第四二条 第三十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。改正後の第五五条

第三七条 第二十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。改正後の第四七条

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

第三九条 第三十六條第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科す。改正後の第五〇条

第四〇条 第三十六條第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者団体の利益のためにその行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科す。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

改正後の第五五条

改正後の第五〇条

改正後の第四九条

改正後の第四八条

改正後の第四七条

改正後の第四六条

改正後の第四五条

改正後の第四四条

改正後の第四三条

改正後の第四二条

改正後の第四一条

改正後の第三九条

改正後の第三八条





(改後の⑫)  
 ⑫ 第十項各号に掲げる財産を没取することができるが、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産を没取する犯行以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没取するが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。(改正後の⑫)

第三條(枉罰略)

第一前条第一項第一号、同条第二項第一号に係る部分に限る部分(に限る)若しくは第二号、同条第三項第七号及び第八号に係る部分(に限る)又は第四項(同条第三項第一号、同条第二項第七号及び第八号に係る部分に限る)及び第五項(同条第二項第七号及び第八号に係る部分に限る)に係る部分(に限る)十億円以下の罰金刑  
 二 前条第二項第一号、第二号、第七号若しくは第九号(同条第四号から第六号まで又は同条第三項第三号、同条第一項第四号から第六号までに係る部分に限る)の罪に連帯して使用行為(以下)の号及び第二号を除く。又は第五項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号)に限定して使用行為をした者が該当する場合を除く。に係る部分(に限る)五億円以下の罰金刑  
 三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

② 第六号の罪に係る同条第五項の告訴は、その法人又は人に対しては、その効力を生じ、その法人又は人に対しては告訴し得る者に対しても効力を生ずるものとする。

③ 第一項の規定により前条第二項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号(特定違法使用行為をした者該当する場合を除く)、第二項、第三項第一号、同条第一号に係る部分に限る。第二号(同条第一項第一号、第七号及び第八号に係る部分に限る)若しくは第三号、同条第二号、第七号、第八号及び第九号に係る部分に限る。又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号)特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。並びに同条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る)、第二号、同条第一項第二号、同条第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)及び第三号(同条第一項第一号、第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)に係る部分(に限る)に定めることとする。

④ 組織的犯罪処罰法第十八条第一項から第五項までの規定は、地上高、抵当その他の権利がある上に存在する財産を没取する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第一項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

⑤ 組織的犯罪処罰法第十八条第一項から第五項までの規定は、地上高、抵当その他の権利がある上に存在する財産を没取する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第一項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

⑥ 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十項の規定により没取について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に届託する場合について準用する。この場合において、同条中、次章第一節とあるのは、不正競争防止法第八章と読み替えるものとする。

⑦ 没収保全命令  
 第三十五条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没取することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると認料するに足りる相当理由があり、かつ、当該財産を没取するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

⑧ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑨ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑩ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑪ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑫ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑬ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑭ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑮ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報全部又は一部を特定させることとなる事項を公開して明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人は弁護士の意見を聴き、相当と認めるときは、その期間を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

第三條(第三者の財産の没取手續等)

第三條① 第二十一条第一項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ)が被告人以外の者(以下「第三者」という。)の所有に係る場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没取の裁判をすることができない。  
 ② 第三十一条第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がある上に存在する財産を没取しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときも、前項と同様とする。  
 ③ 組織的犯罪処罰法第十八条第一項から第五項までの規定は、地上高、抵当その他の権利がある上に存在する財産を没取する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第一項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

④ 組織的犯罪処罰法第十八条第一項から第五項までの規定は、地上高、抵当その他の権利がある上に存在する財産を没取する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第一項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

⑤ 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十項の規定により没取について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に届託する場合について準用する。この場合において、同条中、次章第一節とあるのは、不正競争防止法第八章と読み替えるものとする。

⑥ 没収保全命令  
 第三十五条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没取することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると認料するに足りる相当理由があり、かつ、当該財産を没取するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

⑦ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑧ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑨ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑩ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑪ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑫ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑬ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑭ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑮ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑯ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑰ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑱ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑲ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

⑳ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

㉑ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

㉒ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

㉓ 没収保全命令  
 第三十六条① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により追徴すべき

き場合に当たると認料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又はその執行に著しい困難を生ずるおそれがあるとき、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

(共助の実施)

第三七条① 外国の刑事事件(当該事件において犯されたときにおいて当該事件に係る行為が日本国内において犯された場合において、当該行為が第二十一条第三項又は第四項の罪に当たる場合に限る)に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没取若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ、  
 ① 一六 (略)

② 追徴とみなす没収  
 第三八条① 第二十一条第一項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて、当該裁判を受けた者が有するものを没取する確定裁判の執行に係る共助の要請があつては、当該確定裁判は、この法律による共助の範囲については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

③ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

④ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑤ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑥ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑦ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑧ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑨ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑩ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑪ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑫ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑬ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑭ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑮ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑯ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑰ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑱ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

⑲ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

㉑ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

㉒ 前項の規定は、第二十一条第十号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没取するための保全に係る共助の要請について準用する。

有効な改正前規定 (不正競争防止法)

第三條(營業秘密の秘匿決定等)  
 第三條① 裁判所は、第二十一条第一項、第三項若しくは第四項の罪又は前条第二項(第二号を除く)の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法